

第4章 史跡 本證寺境内の保存管理

第1節 基本方針と内容

国指定史跡 本證寺境内の保存管理についての目的、方針、内容を次のとおり設定する。

- | | |
|----|---|
| 目的 | 堀や土塁などの遺構、建造物群などの本證寺の文化財（本質的価値）を保存し、次世代へ継承する。 |
| 方針 | 本質的価値と構成要素を明らかにするとともに、取扱い基準を設定する。
将来の保存の方向性について提示する。 |
| 内容 | 1) 本證寺の本質的価値と構成要素を明らかにする。
2) 遺構（土地）については、地区区分（ゾーン）を設定し、地区の特性に応じた保存管理を行う。
3) 現状変更の取扱い基準を示す。
4) 公有化されていない土地については、公有化の条件を示す。
5) 本質的価値が及ぶ範囲については、追加指定の考え方を示す。 |

第2節 本質的価値と構成要素

（1）本質的価値

本證寺の本質的価値として、次の4点を指摘することができる。

1. 歴史の継承
 - ①三河一向一揆の中心寺院であったこと
 - ②江戸時代における中本山・触頭としての役割を果たしていたこと
 - ③「寺内」の伝統が継続されていること
 - ④真宗文化の共有により連帯が図られてきたこと
2. 堀と土塁などの遺構群が残存していること
3. 文化財群が継承されてきたこと
4. 自然環境が保全されてきたこと

1. 歴史の継承

- ①三河一向一揆の中心寺院であったこと

本證寺における約800年の歴史の中で、最も大きな事件が永禄6年（1563）に勃発した三河一向一揆である。徳川家康にとっては、三河統一を果たす画期となる意味を持っていた一方、本證寺としては、寺の破却と坊主衆の追放、そして一向宗（浄土真宗本願寺派）の禁止が行われるなど、その存続における最大の危機であった。この危機を乗り越え、現在までその法灯が継続されていることに大きな意味と価値がある。

②江戸時代における中本山・触頭としての役割を果たしていたこと

再興を果たした本證寺は、江戸時代に中本山と触頭という両者の役割をあわせ持つ存在となった。そして、慶応年間（1865～1868）には、200 を超える配下・末寺・孫末・寺中寺院を抱え、大きな勢力とともに重要な位置を占めていたのである。また、今日見ることのできる本證寺の建造物群などの景観が出来上がったのも、この時期である。こうしたことから、江戸時代の本證寺もまた、その歴史において重要な位置を占めていたといえる。

③「寺内」の伝統が継続されていること

天正 13 年（1585）には、一向一揆の赦免が行われた。この時、徳川家康黒印状によって「道場屋敷」と「家来卅間」の諸役免許が認められている。この「家来卅間」が居住したのが、外堀の内側の「寺内」である。江戸時代までの集落の広がりや、この「寺内」に限定されていた。明治時代以降、外堀の外側にも居住が始まったが、「寺内」が現在の野寺町集落の原形である。そして、外堀の内側に居住するという「寺内」の景観やその土地利用形態は、現在まで見ることができる。また、ラジオ体操やアートフェスティバル in 本證寺といった今日的な形態を示すものなども通して、人々の連帯意識は今日にも継承されている。つまり本證寺の「寺内」は、天正 13 年以降、現在まで続いているということにその価値の一部を見ることができる。

④真宗文化の共有により連帯が図られてきたこと

こうした「寺内」の人々が共有したのが、本證寺の真宗文化である。本證寺の開基慶円上人の命日である旧暦 1 月 13 日（現在は 2 月の第 2 日曜日）に開催される法会「おきょうえんさん」は、その象徴的な伝統行事となってきた。こうした無形民俗文化財もまた、本證寺にとって重要な価値の一つといえることができる。



4-2-1 「おきょうえんさん」での法要

2. 堀と土塁などの遺構群が残存していること

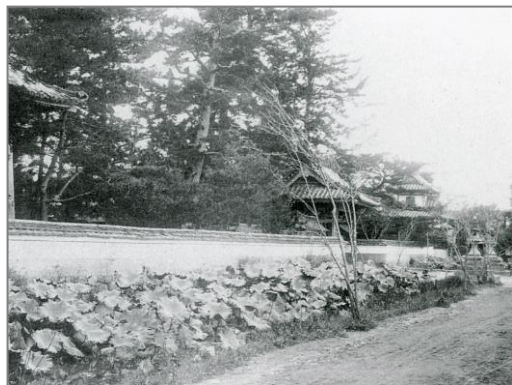
本證寺の二重の堀と土塁は、発掘調査の結果、外堀の大半は土中に埋没しているとはいえ、三河一向一揆当時の遺構が良好な状態で残存していることが明らかになった。その範囲は、ほぼ絵図面などから推定した結果のとおりである。こうした一向一揆に関係する遺構がこれほど残存していることが確認された例は、他にはない。また、発掘調査によって、文書資料だけでは解明が難しかった「寺内」の状況も、一部を明らかにすることができている。これら遺構群も、本證寺の価値の一部と評価することができる。

3. 文化財群が継承されてきたこと

本證寺の有する文化財群は膨大である。現在、指定を受けているものは、国 3 件、県 3 件、市 27 件の計 33 件である。とりわけ、重要文化財の「聖徳太子絵伝」と「善光寺如来絵伝」という優品を伝えていることは広く知られている。今後、未指定の文化財の調査が進み、再評価が行われることによって、新たに指定文化財となるものが何点か加わるものと考えられる。こうした文化財群の存在は、それぞれの時代において、本證寺がいかに重要な地位を占めていたかを間接的に表す証拠といえる。これらの存在もまた、本證寺の大きな価値の一つである。

4. 自然環境が保全されてきたこと

本證寺の価値の広がり、遺構や有形文化財といった、いわゆる物質だけでなく、自然環境や自然を取り込んだ景観にまで及ぶ。それが里山として利用されてきた雑木林であり、景観として本證寺を象徴する内堀のハスである。本證寺周辺の山林の利用は、慶長6年（1601）の段階でまで遡ることができる。また、ハスについても明治32年（1899）の時点では、既に本證寺を象徴する景観として認識されていた。つまり、実際には、これ以前の段階でそうした認識が確立していたと考えられる。これらもまた、本證寺にとっては欠くことのできない価値の一部だといえる。



4-2-2 明治末期の内堀の様子



4-2-3 内堀南側のハスの現在（平成26年）

（出典：郷土出版社『目で見える碧海の100年』）

（2）構成要素

これら本質的価値を、次のように実際の構成要素ごとに分類した。

1. 史跡を構成する諸要素

①本質的価値を構成する核となる諸要素

a. 本證寺境内の価値を有する要素

本證寺境内の歴史を具体的に表す対象を想定している。ただし、いわゆる有形文化財だけではなく、無形民俗文化財や、景観、地形、自然環境までを含んでいる。年代的には、基本的に江戸時代以前にまでさかのぼることができるものを想定している。

・堀・土類・石垣

三河一向一揆当時の堀と土塁といった遺構群は、戦国時代における本證寺境内の歴史を直接表している要素といえる。これらには現在も地上に表出しているものとともに、地下に埋没しているものも含める。また、江戸時代に寺観形成の一環として築かれた石垣もこの分類に含めた。

・遺構・遺物

また、他の様々な遺構と遺物も、その歴史を直接的に表す要素である。これらには、寺院境内の失われた建造物や角寺（寺中）の遺構だけでなく、外堀に囲まれた「寺内」における全ての遺構と遺物を含める。具体的には、庭園、溝跡、井戸跡、池泉跡、墓地跡、居住関連遺構、生産関連遺構、道路跡、礎石などである。あわせて、こうした遺構から発掘調査等によって出土した遺物についても、本質的価値を有する。

- ・歴史的建造物

現在に伝えられる建造物で最古のものは、寛文3年（1663）ころに完成したと考えられる本堂である。以降、鐘楼、裏門、鼓楼、経蔵、庫裏までが江戸時代に建造されてきた。これらとともに、燈籠や手水、水盤、石碑などの石造物もこの分類に含めている。

- ・美術工芸品等

本證寺には、多数の美術工芸品とともに、膨大な文書記録類（古文書）、書跡・典籍類等が伝えられている。美術工芸品のうち、仏像であれば、仏像本体とともにその附属物も含める。例えば、本尊の阿弥陀如来立像と、それを納めるために水口藩加藤家から寄進された宮殿などである。他の美術工芸品においても、不可分な関係にある附属物まで一体として考える。

- ・無形民俗文化財

無形民俗文化財としては、現在認められるものとして、法会「おきょうえんさん」がある。この場合、法会の内容自体だけではなく、運営母体となっているかつての「寺内」の住民、現在の野寺町のコミュニティまでその一部として考える。

- ・歴史的景観

景観もまた、重要な要素と考えている。具体的には、本證寺の景観と、土地利用形態も含めた「寺内」の景観とがある。本證寺の景観としては、堀や土塁、建造物等とともに、ハスなどの自然環境との調和も含めている。また、江戸時代までの集落は外堀内の「寺内」に限定され、その影響が現在でも確認できるという土地利用形態や、「寺内」における道路の配置なども価値のある景観として考えている。

- ・本證寺が立地する地形

発掘調査により、本證寺が立地する原地形が、湿地または沼地であったことが明らかになってきている。これは、初期真宗の寺院（道場）の立地としては一般的なものとされる。これもまた、本證寺の歴史的価値の要素の一部と考えている。

- ・自然

本證寺のイブキは、樹齢約800年と推定され、愛知県指定の天然記念物になっている。このイブキには、開基である慶円が、親鸞に帰依する際の伝説が伝えられている。また、本證寺の景観を形成する上で欠くことのできないものが、ハスと雑木林である。今日では失われてしまったが、龍燈の伝説のある境内のマツも、要素の一つとすることができる。

②本質的価値を構成する核となる諸要素以外の要素

a. 今日に至る本證寺境内を構成する要素

本證寺境内の価値を有する要素以外で、今日の本證寺境内を構成する、比較的新しい建造物や石垣、伝説、樹木や生物、外堀より外の関連遺跡などを想定している。年代的には、外堀内なら明治時代以降を念頭に置いている。

・寺院建造物

明治時代以降に建立された、山門、水屋、玄関、広間、書院、西座敷、廊下、築地塀を指している。これらは、今日の寺院としての本證寺を構成する上で、欠くことができない部分である。

・石垣

石垣でも、明治時代以降に築かれた部分は、この分類としている。

・歴史文化資源

野寺八幡社は、明治維新の際の神仏分離令によって、本證寺内の摩利支天像を持ちだして幕を張り、仮の社殿としたのが始まりとされる。この野寺八幡社の境内には、開基慶円が矢を放って布教の地を決めた際、その矢が刺さったという伝説のある「矢落ちの松」がかつてあった。

また、明治時代ごろに建築された古民家は、当時の本證寺周辺の景観を現代に伝えている。さらに、龍燈の松、龍椀、雨漏り御殿など、本證寺には様々な伝説が残されている。これらをまとめて、歴史文化資源としている。

・本證寺境内に関連する自然環境

今日の本證寺を構成する重要な要素として、自然環境がある。ハスや雑木林のように歴史的な位置付けはないものの、地域住民などに親しまれる存在となっている。具体的には、雑木林を構成したり境内に繁茂する樹木、周辺では希少種になった草を含む植生、内堀に生息するクサガメなどの在来種や飛来する鳥類などである。逆に、ミシシippアカミミガメ（ミドリガメ）などの外来生物は排除、駆除することが求められる。

・創建～16 世紀前半（堀・土塁建設）までの遺跡

発掘調査で出土する遺構や遺物の大半は、堀や土塁が建設される 16 世紀前半以降であるが、外堀外にはそれ以前のものも見られる。大藪畔遺跡から見つかった室町時代の地下式坑や火葬施設は、直ちに本證寺との関連を指摘できないが、近接して本證寺があった時代のものである。これらも今日に至る本證寺境内を構成する要素の一部とした。

・江戸時代本證寺領の範囲

江戸時代の本證寺領の範囲は、研究により外堀の外側、東西約 1 km、南北約 600m に及んでいたことが明らかになっている。記録によれば、周囲を築地塀で囲み、出入り口には木戸が設けられ、内部には茶畑があったとされる。この範囲もまた、今日に至る本證寺境内を構成する要素の一部とした。ただし、現時点では発掘調査などによりこれらの痕跡を発見できていない。

b. 史跡の保護と管理に有効な要素

国指定史跡 本證寺境内を管理し、保存していく上で、欠くことのできない施設（消防施設、遺構保存施設など）がある。また、その価値を広く市民に理解いただくためには、標識、標柱、史跡説明板等が必要である。

- ・管理施設、保存施設、標識、標柱、史跡説明板等

現時点では、これらの多くが未整備な状態となっている。しかし、史跡整備を進めていく上で、必ず必要となる要素である。

c. その他の要素

以上までの分類で、いずれの項目にも属さなかったものとして、現代の寺院維持関連建造物と史跡の環境には不適切な除却・移転等を検討すべきものを取り上げている。

- ・寺院維持関連建造物

現代の寺院 本證寺を維持するためには、一定程度の維持関連建造物が必要である。これが住職の居宅等、寺院参拝者の便益施設としてのトイレ、昭和 40 年（1965）建設の宝物収蔵庫などである。

- ・除却・移転等を検討すべきもの

史跡としての価値を著しく損ねる建築物、工作物、看板、道路、不適切な便益施設などは、除却や移転等を検討すべきである。

2. 史跡の周辺地域の環境を構成する要素

①案内・学習施設、便益施設等

観光客など史跡への来訪者は、本證寺の歴史を学んだ後に見学することで、一層理解を深めることができる。また、講演会の開催やガイドボランティアが待機する場所も必要である。こうした機能を有する案内・学習施設として、ガイダンス施設を検討している。便益施設としては、休憩所（軽食及び記念品等販売）、駐車場、トイレ、案内看板（サイン）などもある。さらに、史跡を巡回する道路や、排水用の水路の設定も必要である。

②自然・景観・土地利用

外堀に囲まれた本證寺境内（「寺内」）や江戸時代の本證寺領の範囲だけでなく、さらに広い周辺地域の視点から、本證寺境内をとりまく環境を考えることも重要である。旧地形との関係や、農地としての土地利用のありかたまで、間接的ながら影響が及んでいる。

これら本質的価値を実際の構成要素ごとに分類すると、表 4-2-4（P. 77）のようになる。

4-2-4 史跡を構成する要素の分類

分 類			内 容		時 代	
1. 史跡を構成する諸要素	① 本質的価値を構成する核となる諸要素	a. 本證寺境内の価値を有する要素	堀・土塁・石垣	表出、埋蔵	戦国時代、江戸時代	
			遺構・遺物	建造物跡（失われた建造物、角寺跡含む）、庭園跡、溝跡、井戸跡、池泉跡、墓地跡、居住関連遺構、生産関連遺構、道路跡、礎石、出土遺物など	鎌倉・室町時代、戦国時代、江戸時代	
			歴史的建造物	本堂、鼓楼、鐘楼、経蔵、裏門、庫裏、石造物（燈籠、手水、水盤、石碑等）	江戸時代	
			美術工芸品等	美術工芸品、文書記録類（古文書）等		
			無形民俗文化財	「おきょうえんさん」（コミュニティーを含む）		
			景観（歴史的景観）	本證寺の景観、「寺内」としての景観（土地利用形態）		
			本證寺が立地する地形	湿地、沼？（発掘調査で発見）		
			自然	イブキ（天然記念物）、ハス、雑木林	江戸時代以前	
	② 本質的価値を構成する核となる諸要素以外の要素	a. 今日に至る本證寺境内を構成する要素	寺院建造物	山門、水屋、玄関、広間、書院、西座敷、廊下、築地塀	明治時代以降	
			石垣（明治時代以降）		明治時代以降	
			歴史文化資源	野寺八幡社等、古民家、伝承・伝説		
			本證寺境内に関連する自然環境	樹木、植生、生物		
			創建～16世紀前半（堀・土塁建設）までの遺跡	遺構・遺物（大藪畔遺跡など） （基本的には外堀外）		
			江戸時代本證寺領の範囲	築地、木戸、茶園（今後発見の可能性）	江戸時代	
		b. 史跡の保護と管理に有効な要素	管理施設、保存施設、標識、標柱、史跡説明板等			
			c. その他の要素	寺院維持関連建造物	住職居宅等、宝物収蔵庫、便所等	現代
				除却・移転等を検討すべきもの	歴史的景観を著しく損ねる建築物、工作物、看板、道路、不適切な便益施設等	現代
2. 史跡の周辺地域の環境を構成する要素	①案内・学習施設、便益施設等	ガイダンス施設、休憩所、駐車場、トイレ、看板（サイン）、道路、水路等（便益施設）				
	②自然、景観、土地利用	微高地、農地				

第3節 保存管理の現状と課題

(1) 現状と課題

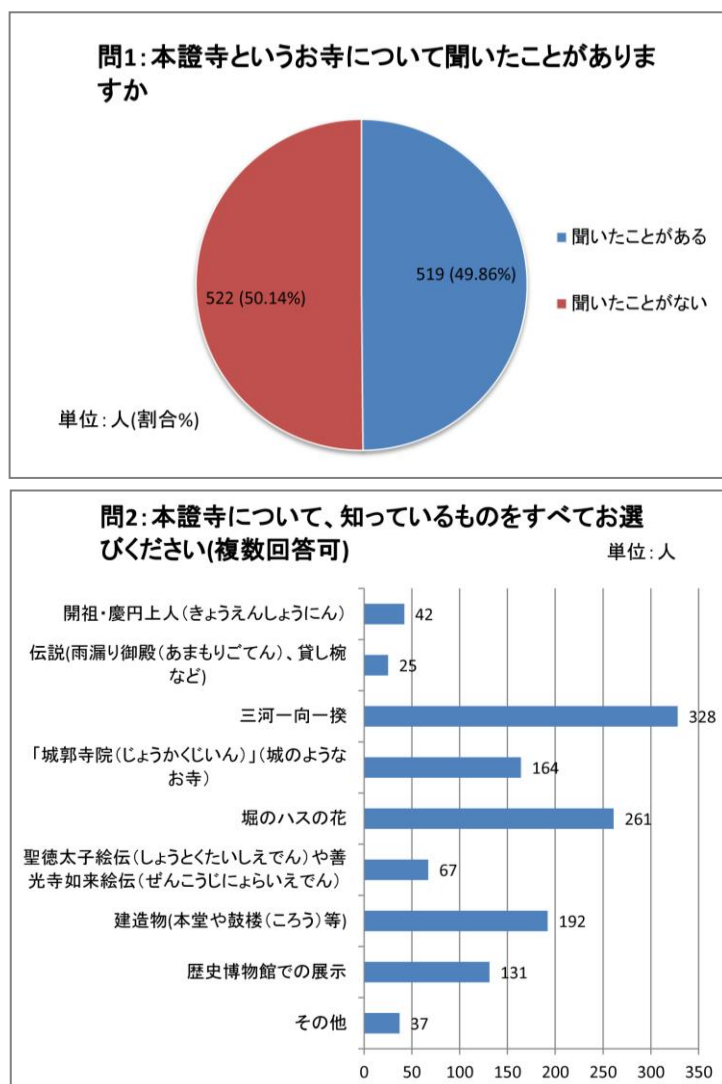
保存管理の現状と課題について、本質的価値の構成要素を縦断してまとめると、主に次の5点に整理することができる。

①地域住民及び市民へ周知及び理解の不足

平成27年(2015)9月に、事前に登録した安城市民1,041人に対し、電子メールによるアンケートを実施したところ、本證寺について「知っている」との解答は、約50%にとどまった。本證寺の地元では広く認知されていたとしても、それは決して一般的ではないのである。まずは広く市民に「知ってもらふ」ことから始めなければならない。

また、「本證寺境内のどこに価値があるのか」については、地元住民の間でさえ理解が不足している。本證寺境内の価値は、単に古刹であるだけではなく、本質的価値とその構成要素を総合的に評価した結果である。このため、地元であっても、どこまでを保存の対象にすべきといった認識が形成されて来なかった。

さらに、これまで価値や必要性があるとさえ認識されて来なかった要素もある。例えば、景観や自然環境といったように、新しい概念として保存の対象に加えられてきたものである。



4-3-1 第6回eモニターアンケート「本證寺について」結果

②具体的対策の欠如と将来についての方向性の未設定

保存をすべきと認識されても、これまで具体的な対策が十分に講じられて来なかった、または不足していたこともある。例えば、本堂前のマツのある景観だが、昭和40年代から拡大したマツクイムシの被害によって、その姿を消してしまっている。ただし、内堀のハスについては、ボランティア団体の外来生物の駆除によって見事復活を果たすことができた。

また、本計画以前には、将来の保存管理についての計画や方向性は策定されていなかった。その意味では、本計画の意義は大きい。



4-3-2 内堀南側ハス植栽活動（平成23年）

③調査研究の不足

将来についての計画や具体的対策を定めるためには、十分な調査研究が行われていなくてはならない。これがオーセンティシティー（真正性）を確保するからである。これには、建造物や美術工芸品のように調査研究が進められてきた分野がある一方、文書記録類（古文書）のように成果は上がっているものの、数が膨大なために全体像の把握に時間を要しているものなどがある。

④環境や利便性との調整の不足

史跡の保存を考える上で、周囲の環境や利便性との調整や調和という課題は、極めて重要である。従来は、互いの利害関係が真正面から衝突するため、この課題に真剣に向き合わず、避けてきた傾向があった。

⑤市民協働も含めた監視体制の不足

史跡を取り巻く環境は、日々変化する。こうした状況を常に監視し、迅速で的確な対応をしなくてはならない。これまでは、こうした監視体制が十分ではなかった。また、今日では様々な面における市民協働は不可欠であるが、この監視においても市民とともに行うという発想が欠如していた。

このように、保存管理の現状と課題を構成要素ごとにまとめると、表 4-3-3（P. 80～P. 82）のようになる。

4-3-3 保存管理の現状と課題- 1

分 類			内 容	現 状	課 題
1. 史跡を構成する諸要素	① 本質的価値を構成する核となる諸要素	a. 本證寺境内の価値を有する要素	堀・土塁・石垣	- 堀の多くは埋没するものの残存する。 - 特に外堀の上部には、後世の建築物が立つ場合が多い。 - 表出する部分であっても、道路拡幅によって埋められたり、不法に投棄されたものが沈められていたりしている。 - 堀の一部は池などとして利用されている。 - 内堀の一部は埋没したり、架橋構造の歩道として利用されている。 - 表出する外堀の周囲には、歴史資源として不適切なガードレールなどが設置されている。 - 土塁の大半は削平されているが、雑木林のなかなどに残存する。 - 残存する土塁は、樹木や下草に守られてきたが、歳月により自然崩落が見られる。 - 石垣の石が一部ズレはじめている箇所がある。 - 全ての堀・土塁・石垣の構造や年代が解明されたわけではない。	- 堀・土塁・石垣は残存しているが、その価値などについて、地域住民及び市民の間で理解が不十分だった。 - 市民の間でも、堀・土塁・石垣に対する認知度が低かった。 - これまで、保存管理の基準や将来の方向性が示されることがなかった。 - 現代の利便性が優先され、歴史的価値との調和が図られることがなかった。 - 不法投棄などに対して、具体的な解決策が取られて来なかった。 - これまで、保存管理の基準や将来の方向性が示されることがなかった。 - 保存の具体策が取られることがほとんどなかった。 - 問題点を発見したり点検したりする体制が構築されていなかった。 - 調査研究が不足していて、オーセンティシティ（真正性）に従った修理などの方向性を十分に示すことができなかった。 - 周辺の景観への配慮という視点が欠けていた。
			遺構・遺物	- 寺院境内地は、調査事例が少ないため、失われた建造物や庭園などの状況がよくわかっていない。 - 外堀に囲まれた「寺内」の大半は、埋没する形で残存する。ただし、上部には後世の建築物が立ち、利用されている。 「寺内」については、開発目的とはいえ、発掘調査等が進められている。	- 特に寺院境内地の遺構の調査研究が不足している。 「寺内」の遺構は残存しているが、その価値などについて、地域住民及び市民の間で理解が不十分だった。 - 市民の間でも、遺構に対する認知度が低かった。 - これまで、保存管理の基準や将来の方向性が示されることがなかった。 - 保存の具体策が取られることがほとんどなかった。 - 全体として調査研究が不足していて、価値や意味を十分に示すことができなかった。
			歴史的建造物	- 本堂、鐘楼、経蔵、鼓楼、山門は建造物調査とともに文化財指定されている。本堂、鐘楼、鼓楼は修理が実施されている。 - 茶所、築地塀、太子堂、諸化寮など、失われた建造物の調査は不十分だった。	- 建造物は保存されているが、その価値などについて、地域住民及び市民の間で理解が不十分だった。 - 市民の間でも、建造物に対する認知度が低かった。 - 失われた建造物の調査を進めるとともに、復元をはじめとした将来の方向性が検討及び示されることがなかった。 - これまで、保存管理の基準や将来の方向性が示されることがなかった。 - 問題点を発見したり点検したりする体制が構築されていなかった。
			美術工芸品等	- 大半（全ての指定文化財を含む）は博物館に寄託されている。 - 順次、調査研究活動が進められている。	文書記録類（古文書）は膨大であることもあり、整理が捗っていない。
			無形民俗文化財	- 野寺町の年中行事として行われている。 - 調査研究活動が始まったが、未解明な部分も多い。	「おきょうえんさん」に関する調査研究が不足している。 - 野寺町の年中行事となっているが、具体的な保存継承の対策が取られていない。
			景観（歴史的景観）	これまででは、本證寺や「寺内」をとりまく景観や土地利用形態に重要な価値があるという認識が十分ではなかった。	これまででは、本證寺や「寺内」をとりまく景観や土地利用形態に重要な価値があるという認識が十分ではなかった。

4-3-3 保存管理の現状と課題-2

分 類			内 容	現 状	課 題
1. 史跡を構成する諸要素	① 本質的価値を構成する核となる諸要素	a. 本證寺境内の価値を有する要素	本證寺が立地する地形(湿地・沼)	・これまでは、本證寺の立地に重要な価値があるという認識が十分ではなかった。 ・発掘調査により、湿地や沼が新たに発見された。	・これまでは、本證寺の立地に重要な価値があるという認識が十分ではなかった。
			自然	・イブキについては、指定天然記念物となっている。 ・自然的景観についても価値があるという認識が十分でなかった。 ・ハスについては、ボランティア団体と協働で再生を実現した。 ・境内のマツは、マツクイムシなどにより消滅した。 ・雑木林内の植物など、貴重な自然環境が残っている。	・自然の価値などについて、地域住民及び市民の間で理解が不十分だった。 ・市民の間でも、自然に対する認知度が低かった。 ・自然環境について具体的な保全策が十分ではなかった。
	② 本質的価値を構成する核となる諸要素以外の要素	a. 今日に至る本證寺境内を構成する要素	寺院建造物	・近代以降に再建された建造物でも、部分的に傷みが進んでいる箇所がある。 ・現代に再建された建造物は、現代工法(鉄筋コンクリート)が用いられているものもある。	・寺院建造物の価値などについて、地域住民及び市民の間で理解が不十分だった。 ・市民の間でも、寺院建造物に対する認知度が低かった。 ・問題点を発見したり点検したりする体制が構築されていない。 ・これまで、定期点検や修理の場合、当時の形に復元するといった具体的な方向性が示されることがなかった。 ・現代の利便性が優先され、歴史的価値との調和が十分に図られることがなかった。
			石垣(明治時代以降)	・石垣の石が一部ズレは始めている箇所がある。 ・どこからが近代以降に築かれた石垣か調査されていない。	・石垣の価値などについて、地域住民及び市民の間で理解が不十分だった。 ・市民の間でも、寺院建造物に対する認知度が低かった。 ・問題点を発見したり点検したりする体制が構築されていない。 ・これまで、定期点検や修理の場合の具体的な方向性が示されることがなかった。
			歴史文化資源	・これまでは、これらが本證寺との関連資源として価値があるという認識が十分ではなかった。	・これまでは、これらが本證寺との関連資源として価値があるという認識が十分ではなかった。
			本證寺境内に関連する自然環境	・これまでは、これらが本證寺との関連資源として価値があるという認識が十分ではなかった。 ・内堀内の生物については、環境保全の一環として調査が実施された。 ・境内の樹木については、樹種等については調査が行われた。 ・これら以外の自然環境については、未解明な部分が多い。	・これまでは、これらが本證寺との関連資源として価値があるという認識が十分ではなかった。 ・これら以外の自然環境については、未解明な部分が多い。 ・ハスを除けば、具体的な保全策が取られて来なかった。 ・現代の利便性が優先され、価値との調和が十分に図られることがなかった。
			創建～16世紀前半(堀・土塁建設)までの遺跡	・開発に伴う埋蔵文化財として調査が行われてきた。	・これらの遺跡の価値などについて、地域住民及び市民の間で理解が不十分だった。 ・これまでは、これらが本證寺との関連資源として価値があるという認識が十分ではなかった。
			江戸時代本證寺領の範囲	・文書記録類や古地図などから状況や範囲が調査されてきた。 ・具体的な位置や構造が発掘調査などによって確認された事例はない。 ・本證寺の「寺内」に比べると、あまり注目されてこなかった。	・これまでは、これらが本證寺との関連資源として価値があるという認識が十分ではなかった。 ・発掘調査においても、注意が払われてこなかった。

4-3-3 保存管理の現状と課題-3

分 類			内 容	現 状	課 題
1. 史跡を構成する諸要素	② 本質的価値を構成する核となる諸要素以外の要素	b. 史跡の保護と管理に有効な要素	管理施設、保存施設、標識、標柱、史跡説明板等	- 過去に設置された石柱や石碑などは、本證寺の景観とよく調和し、重厚な雰囲気を与えている。 - 近年では、史跡説明看板や歴史の散歩道パンフレットが設置、配布されてきた。	- 説明の内容の適切さなどが十分に議論されて来なかった。 - ICT技術の利用などが議論されて来なかった。 - ボランティア団体との協働など、十分ではなかった。
		c. その他の要素	寺院維持関連建造物 除却・移転等を検討すべきもの	- 特に歴史資源やその景観に配慮することはなかった。 「寺内」の中央を県道が貫いている。 - 史跡としてふさわしくないものでも、現代の利便性を考え、黙認状態にあった。	- 特に歴史資源やその景観に配慮することはなかった。 - 何らかの対策が必要だが、具体的な形で実現することはなかった。 - 本證寺や地域住民の理解を得ながら、何らかの対策は必要。 - 現代の利便性が優先され、歴史的価値との調和が十分に図られることがなかった。
2. 史跡の周辺地域の環境を構成する要素	①案内・学習施設、便益施設等		ガイダンス施設、便益施設	こうした施設の必要性について十分に議論されて来なかった。	こうした施設の必要性について十分に議論されて来なかった。
	②自然、景観、土地利用		微高地、農地	特に歴史資源やその景観に配慮することはなかった。	特に歴史資源やその景観に配慮することはなかった。

第4節 保存管理方法

(1) 現状と課題

前節での課題ごとにその対策をまとめると、以下のようになる。

①地域住民及び市民へ周知及び理解の不足

本質的価値とその構成要素を定め、地域住民や広く市民に周知することが求められる。特に地域住民に対しての場合、経費をかけたパンフレットの配布などの方法だけではなく、イベントや勉強会(ワークショップ)、講演会やボランティアによるガイドなどを開催することで、時間はかかろうとも「人から人へ直接伝える」ことに重点を置いて行っていくべきである。

また、歴史を学び文化財を保護することの意味と意義について、広く市民に理解が得られるように努めていかななくてはならない。このことによって、史跡の保護と整備の進展を促す機運が醸成されるのである。

さらに、保存すべき本質的価値は多様である。価値の存在について研究するとともに、その重要性を地域住民や広く市民に周知し、共有していくことが求められる。その対応として、地域における自主的な住民ルールや方針などの策定を促していくことが想定される。



4-4-1 本證寺ガイドボランティア

②具体的対策の欠如と将来についての方向性の未設定

様々な課題については、その具体的対策が極めて困難なものも存在する。例えば、「寺内」の中央を貫く県道の問題である。これについても、史跡の価値を高められるような、長期的な視点で何らかの具体的策を検討していくべきである。

また、史跡を保存、活用、整備していく将来像を描くことができていなかった。これは、単に市が実施する整備計画だけではなく、地域住民自身が、自らが住む地域の今後を考える「まちづくり」をも含んでいる。

③調査研究の不足

調査研究が進むことによって、次の３点の効果がある。

一つ目は、復元のなどの場合にオーセンティシティー（真正性）が確保されることがある。

二つ目は、過去の状況が解明されることで、史跡の価値を高めた将来像を描くことが可能になるからである。

三つ目としては、調査や研究の結果を地元住民や市民にPRすることで、より一層の理解を進めることができるからである。

このように、調査研究活動は重要であるとともに今後も継続していかなくてはならない。

④環境や利便性との調整の不足

この課題は、避けられる傾向にあった。しかし、例えば容易に合意が得られなくとも、様々な調整をすることは必要である。また、そうした調整が可能となるためには、史跡としての価値が広く理解されていなければならない。そのためにも「①地域住民及び市民へ周知及び理解の不足」は重要である。

⑤市民協働も含めた監視体制の不足

史跡を適切に保存管理するためには、地域住民やボランティアの参加や協力を得なくてはならない。その一つとして、市民との協力で行う史跡の管理がある。このためには、常に地域住民やボランティアといった市民との協働関係の構築、維持が必要になる。

これらについての対策として保存管理方法を示すと、次のようになる。ここでは、責任の所在を明らかにするため、主語を明示している。

4-4-2 保存管理方法- 1

分 類			内 容	保存管理方法
1. 史跡を構成する諸要素	① 本質的価値を構成する核となる諸要素	a. 本證寺境内の価値を有する要素	堀・土塁・石垣	- 市は、本質的価値とその構成要素を地域住民だけでなく広く市民に周知する。 - 市は、史跡を積極的にPRし、その認知度を高める。 - 市は、現地で定期的に点検を行うとともに、地元住民やボランティア団体に監視を依頼し、問題点及び問題の可能性のある部分を定期点検するとともに、常時監視の体制を作る。 - 市と本證寺は、地元住民やボランティア団体と協働で、内堀内に不法投棄されたものの除去を行う。 - 地元住民は、史跡の価値を下げるような行動は慎み、高められるように努力する。 - 市は、問題が確認された場合、速やかに維持的措置を図る。 - 市は、修復または復元が必要な場合は、オーセンティシティー（真正性）に従って実施する。 - 市は、遺構等の保存のための調査研究を継続し、オーセンティシティーが確保できるよう情報を収集する。 - 市は、将来、必要に応じて、調査研究の成果に基づき、適正な保存措置を図る。 - 市は、史跡整備について、景観などに配慮したデザインとする。
			遺構・遺物	同上 市は、出土した遺物について適切に保管し、機会を設けて市民に公開する。
			歴史的建造物	同上 - 市は、庫裏の文化財指定を検討する。 - 市は、失われた建造物について、調査研究を行うとともに、将来の復元等について検討する。
			美術工芸品等	- 市は、本質的価値とその構成要素を地域住民だけでなく広く市民に周知する。 - 市は、積極的にPRし、その認知度を高める。 - 市は、本證寺と協力し、その適切な保存を進めるとともに、調査研究を継続する。 - 市は、文書記録類（古文書）の整理について、その促進を努力する。
			無形民俗文化財	- 市は、本證寺及び地元住民、ボランティア団体と協力し、調査研究を継続する。 - 本證寺、地元住民及びボランティア団体は、互いに協力して次世代へ継承し、発展に努める。
			景観（歴史的景観）	- 市は、景観の価値と重要性について、地域住民だけでなく広く市民に周知し、共有する。 - 市は、地元住民と協力して景観と土地利用形態の維持の住民ルールを作り、方針と内容を示す。 - 地元住民は、史跡周辺の景観の維持向上を行うとともに、住民ルールの遵守に努める。
			本證寺が立地する地形（湿地・沼）	- 市は、史跡整備の際に、本来の立地の地形が著しく損なわれないように工夫する。 - 市は、本證寺が立地する本来の地形について来訪者にわかるようにする。
			自然	- 市は、自然的景観の重要性を地域住民だけでなく広く市民に周知する。 - 市は、本證寺及び地元住民、ボランティア団体と協働で、定期点検を実施する。 - 市は、本證寺及び地元住民、ボランティア団体と協働で、その維持とともに、保護育成を行う。 - 市は、活用整備の一環として、境内のマツのある景観を再生させる。 - 市と本證寺は、雑木林の環境が、自然環境の観点、土塁保護の観点、そして周辺に及ぼす影響が両立するあり方を検討し、実行する。

4-4-2 保存管理方法-2

分 類			内 容	保存管理方法
1. 史跡を構成する諸要素	② 本質的価値を構成する核となる諸要素以外の要素	a. 今日に至る本證寺境内を構成する要素	寺院建造物	- 市は、本證寺及び地元住民やボランティア団体と協働で、定期点検を実施するとともに、常時監視の体制を作る。 - 本證寺は、建造物（近代以降再建など）については、歴史的建造物との調和に努めるとともに、再建などにおいては、オーセンティシティー（真正性）に従って江戸時代の形に復元することを目指す。 - 市は、建造物等の整備のための調査研究を継続し、オーセンティシティーが確保できるよう情報を収集する。 - 市及び本證寺は、建造物の改築、修理の際には、オーセンティシティーに従って本来の形に復元する。
			石垣（明治時代以降）	同上
			歴史文化資源	- 市は、歴史的文化資源の価値と重要性を地域住民だけでなく広く市民に周知し、共有する。 - 市は、保存と伝承の方策について検討する。また、積極的にPRしその認知度を高める。 - 市は、本證寺及び地元住民、ボランティア団体と協力し、調査研究を継続する。 - 本證寺、地域住民及びボランティア団体は、次世代へ継承されるよう努める。
			本證寺境内に関連する自然環境	- 市は、自然環境の価値と重要性を地域住民だけでなく広く市民に周知し、共有する。 - 市は、自然環境調査を実施し、問題点と方向性を定める。遺構の保存とともに、これらが両立できる形を検討する。 - 市及び本證寺、地元住民、ボランティア団体等は、樹木について、当地における里山のような姿に復元されるようにする。 - 市及び本證寺、地元住民、ボランティア団体等は、生物について、外来生物を駆除するとともに、本来の生物環境に復元されるようにする。 - 市と地元住民は、協力して自然環境の維持の方針と内容を定め、地元住民はこの遵守に努める。 - 市は、積極的にPRし、その認知度を高める。 - 市は、これらの維持管理について、本證寺及び地元住民やボランティアと協働で実施する。 - 樹木管理の主体については、私有地は土地所有者とする。ただし、史跡、公園整備の一環及び個人では困難な時は、管理団体である市が行う。
			創建～16世紀前半（堀・土塁建設）までの遺跡	- 市は、こうした遺跡の価値と重要性を地域住民だけでなく広く市民に周知し、共有する。 - 市は、埋蔵文化財包蔵地として取り扱う。 - 堀・土塁建設以前の本證寺の歴史を示す遺構等が発見された場合、本質的価値を構成する核となる諸要素となりえるか検討する。
			江戸時代本證寺領の範囲	- 市は、江戸時代本證寺領の範囲の価値と重要性を地域住民だけでなく広く市民に周知し、共有する。 - 市は、埋蔵文化財包蔵地として取り扱い、築地、木戸、茶園などについてその残存を確認する。 - 市及びボランティア団体は、来訪者への説明、ウォーキングコースにおいて、本證寺領の範囲を説明する。
		b. 史跡の保護と管理に有効な要素	管理施設、保存施設、標識、標柱、史跡説明板等	- 市は、調査研究の成果が来訪者に理解されるよう、十分な数と内容を整備する。 - 市は、調査研究の成果がICT技術によって広く普及するようにする。 - 市は、地域住民やボランティア団体と協働で、調査研究の成果が人的に広く普及するようにする。
			寺院維持関連建造物	本證寺は、歴史的建造物との調和に努める。
			除却・移転等を検討すべきもの	- 市は、「寺内」の中央を貫く県道について、史跡の価値を高められるような何らかの具体的策を検討する。 - 市は、私有地内にあるものについては、史跡としての価値を高められるように、移転等を促す。 - 本證寺及び地域住民は、史跡の価値を高められるように配慮していくよう努力する。 - 市は、公有地（管理団体の管理地を含む）にあるものについては、本證寺の活用整備計画の中で、適切な形になるよう対処する。

4-4-2 保存管理方法-3

分 類		内 容	保存管理方法
2. 史跡の周辺地域の環境を構成する要素	①案内・学習施設、便益施設等	ガイダンス施設、便益施設	・市は、ガイダンス施設等の必要性について、十分な研究と議論を行う。 ・市は、ガイダンス施設等を建設する場合は、埋蔵文化財だけでなく、周囲の景観、土地利用、自然環境に配慮し、本證寺の価値が損なわれないようにする。
	②自然、景観、土地利用	微高地、農地	・本證寺をとりまく広い範囲の自然・景観・土地利用について、市と地元住民は協働で「ふさわしいありかた」について議論し、住民ルールを作り、方針と内容を示す。

その他

- ・市は、上記の保存手法が実現するよう、地域住民及びボランティア団体を育成するとともに、密接に連携、協働していく。

第5節 史跡（土地）現状変更等の保存管理基準

（1）保存管理基準

これまでの議論をもとに、史跡（土地）の現状変更についての保存管理基準を定めると、表 4-5-2 (P. 88) のようになる。

なお、地区区分の基準は、以下のとおりである。ここでは、「寺内」の主要施設である、本證寺現境内とともに、堀と土塁、屋敷地（家老、代官、侍屋敷）、角寺（金龍寺、照護寺、宗玄寺、善證寺）などを「重要遺構」と呼んでいる。

仮に、D地区（外堀外）で、新たに本證寺と密接に関連する遺構が発見された場合、その内容を吟味してB地区（重要遺構あり）またはC地区（重要遺構なし）に編入する。

①A地区（史跡指定済み）

- A－1地区：本證寺現境内地（宗教法人所有）
- A－2地区：家老屋敷、宗玄寺所在地（個人所有）
- A－3地区：代官・侍屋敷所在地（個人所有）
- A－4地区：外堀所在地（大半は個人所有）
- A－5地区：照護寺、外堀所在地（大半は個人所有）

②B地区（史跡未指定だが、重要遺構の存在が予想される）

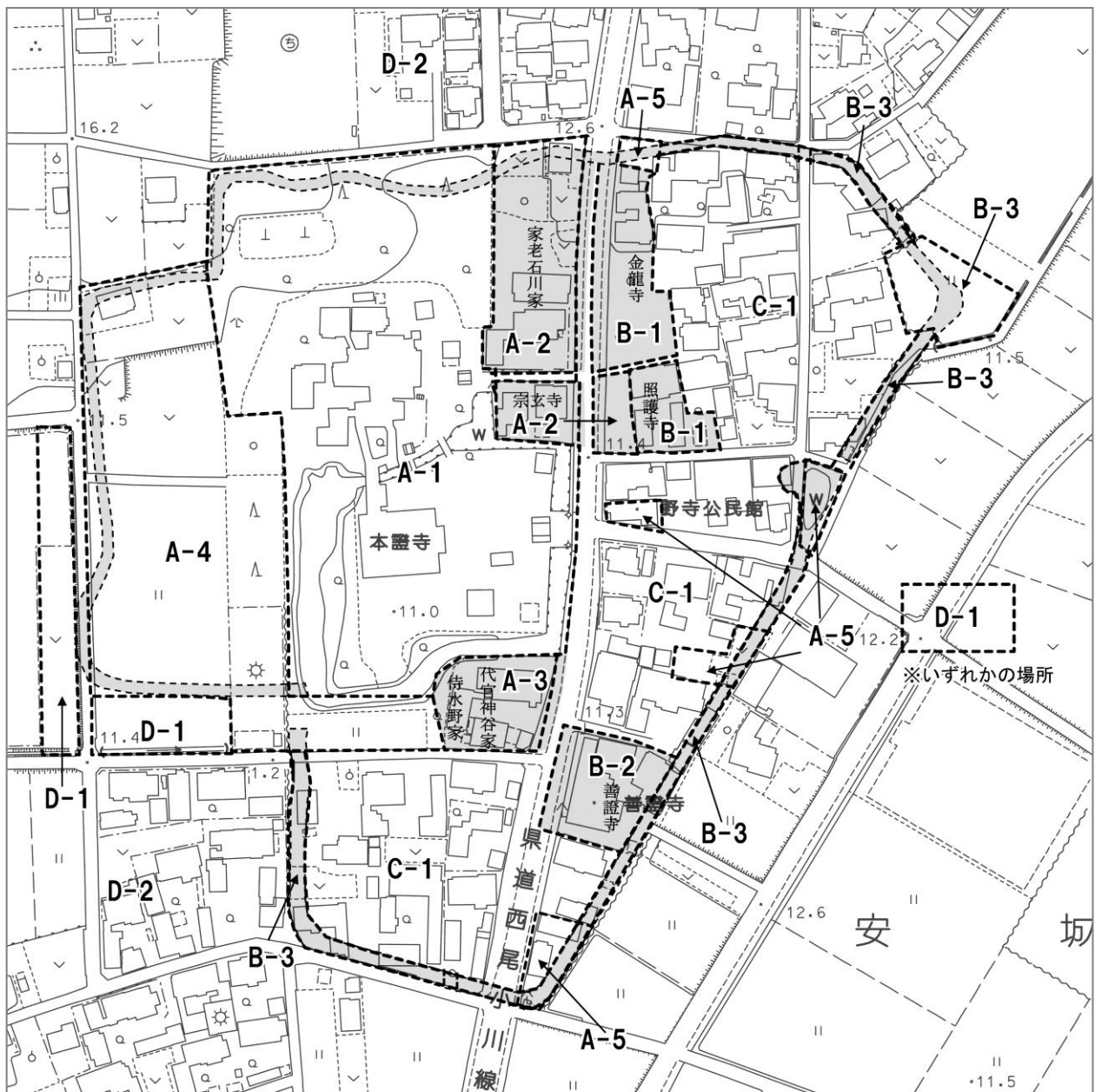
- B－1地区：金龍寺、照護寺所在地（個人所有）
- B－2地区：善證寺所在地（宗教法人所有）
- B－3地区：外堀所在地（個人所有）

③C地区（外堀内の史跡未指定地区で、重要遺構が予想されない）

- C－1地区：百姓家所在地（個人所有）

④D地区（外堀の外側）

- D－1地区：2022年計画で整備の予定あり（個人所有）
- D－2地区：2022年計画で整備の予定なし（個人所有）



4-5-1 保存管理基準 地区名称

第6節 公有化の計画

(1) 国有化の計画

土地の公有化は、次の方針で進めていく。

1. 史跡指定地（前節の保存管理基準のA地区）

- ①平成34年完成の整備計画（2022年計画）で整備する範囲については、順次公有化を進める。
- ②2022年計画では公有化せず、現状保存とする範囲については、相続による売却や建物の老朽化、建物の増改築をせざるを得ない際など、現状保存が困難になった時点で公有化する。

2. 史跡未指定地の内、重要遺構の範囲（前節の保存管理基準のB地区）

- ③活用整備計画を推進する場合や、地下遺構が保存されない場合などは、追加指定及び公有化を検討する。この場合、市民の機運の盛り上がりと合意形成が条件となる。
- ④なお、善證寺地区（B-2）については寺の存続を第一とし、基本的には土地の公有化と整備は考えないが、遺構保存の観点から、状況の変化による対応は必要とする。

3. 上記以外の外堀の範囲内（前節の保存管理基準のC地区）

- ⑤基本的には、土地の公有化を考えない。理由として、「寺内」のコミュニティーを存続させることがある。ただし、活用整備計画を推進する場合や、景観に不適切な開発計画には公有化を含めた対応を検討する。

4. 外堀の外側（前節の保存管理基準のD地区）

- ⑥2022年計画で公園整備を予定している範囲については、順次公有化を進める。
- ⑦公園整備を予定していない範囲については、基本的に土地の公有化の予定はない。ただし、景観に不適切な建築計画には対処が必要。もし発掘調査の結果、重要遺構相当が発見された場合は、別途協議する。発掘調査などで築地、木戸、茶園の痕跡発見を目指す。